

令和8・9年度教育支援センターICTアウトリーチ支援員派遣委託 仕様書

1 総則

川崎市（以下「派遣先」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「派遣元」という。）は、労働者派遣契約に関し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、この仕様書及び添付資料に従い、契約を履行しなければならない。

2 契約等の担当課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課
電話 044-200-1302

3 派遣労働者の就業場所

別表により定める。

4 業務内容

不登校傾向又は不登校である児童生徒に対して、就業場所に派遣労働者を支援員として派遣し、次の支援を実施すること。

ただし、支援を開始する前に、保護者と面談をし、派遣先が指定した児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）の状況の確認をする。

(1) アウトリーチ型伴走支援

ア オンライン学習システム利用者に対する自宅学習支援

(ア) 派遣先が別途契約するオンライン学習システム（以下「オンライン学習システム」という。）の利用者のうち、対象児童生徒について、就業場所又は各学校等で保護者及び対象児童生徒と面談を行い、学習計画を立てる。（※想定：支援員1人当たり対象児童生徒20人、面談延べ200回以内/年間。うち就業場所以外で行う（出張を伴う）面談は100回以内）

(イ) 就業場所において、派遣先が貸与するオンライン学習システムの管理者用アカウントを利用し、対象児童生徒の学習状況を把握し、チャット機能で話しかけたり、質問等への対応を行う。

(ウ) 対象児童生徒の月間の学習状況について、報告書を作成し、在籍校及び川崎市総合教育センターに提出し、学校等との情報共有を行う。

(エ) 対象児童生徒の状況に応じて、就業場所や各学校、オンライン等でフォローアップ面談を行う。

イ アウトリーチ型支援

(ア) 対象児童生徒の自宅や在籍校等を訪問し、安心して過ごすことができるよう、話し相手になって、対象児童生徒の話を傾聴したり、様々な活動を通して自己肯定感を育むよう関わりを持つこと。(※想定：支援員 1 人当たり対象児童生徒 15 人、150 回以内/年間)

(イ) 訪問終了後、速やかに家庭訪問報告書を作成し、在籍校及び川崎市総合教育センターに提出すること。

(2) (1) に付帯する事務作業

(3) その他会議への出席等、児童生徒の支援に関する業務、関係機関等との情報共有

(4) 派遣元は、就業場所で派遣労働者が使用する PC (又はタブレット端末) 及びモバイルルータ端末を 3 セット用意するものとし、この費用は委託料に含めるものとする。なお、これらの端末は派遣期間中を通じて各就業場所に保管し、原則として持ち出しはできないものとする。家庭訪問、学校訪問等の業務上の必要により持ち出す場合は、セキュリティロック等をかけ、予め派遣先の許可を得た上で、派遣先が用意する持ち出し管理簿に記録した場合に限ること。

OS 環境	Windows、ChromeOS、iPadOS のいずれか
インターネットブラウザ	Chrome、Safari、Edge のいずれか

5 契約条件

(1) 本市又は他官公庁において、学校又は教育支援センター等で不登校児童生徒への支援に関する業務の履行実績を有していること。

(2) 「プライバシーマーク」付与事業者として認定されていること。

6 派遣労働者の要件

以下の要件を満たす者とする。

(1) 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条に定められている次の各号のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者

イ 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 小学校及び中学校の児童生徒に対して深く人間理解があり、不登校の状態にある児童生徒の支援に関わることに熱意を有し、一定の配慮ができる者

- (3) 塾や学校等で、小中学生に対する個別学習指導等について1年以上の経験を有する者
- (4) 公務の一端を担う立場として、基本的なビジネスマナーを身につけ、接遇等の知識・技能を習得し、良好な対人関係を築ける者
- (5) 業務に使用するタブレット端末やPC等の基本的な操作が支障なくできる者

7 派遣予定期間及び派遣人員

派遣予定期間 令和8年5月11日から令和10年3月31日まで

派遣人員 3名（各就業場所に1名）

※原則として、業務に従事する派遣労働者は、あらかじめ届け出た者を派遣予定期間を通じて派遣するものとする（届出者数は3名に限らないが少数が望ましい）。

派遣労働者に事故（休暇を含む。）がある場合は、代替の派遣労働者を配置するものとする。配置できない場合の振替等は派遣先及び派遣元が協議の上、決定するものとする。

8 就業日等

原則として週当たり4日、教育支援センター開室日（祝日・年末年始等を除く月～金曜日）の中で決められた日とし、長期休業、閉室日等を考慮し別表2のとおり年間156日程度とする。派遣の開始日及び実際の就業日については、契約締結後に、派遣先及び派遣元が協議の上で定めるものとする。

9 就業時間

就業時間は、原則として、9時30分から16時00分までの間（休憩時間60分を含む。）とする。

10 1日当たりの労働時間数等

1日当たりの労働時間数は、原則として、5時間30分とする。

11 交通費の取扱い

本業務の実施に伴う派遣労働者の通勤手当及び家庭訪問その他支援活動に係る出張交通費については、全て委託料単価に含めるものとする。

12 契約条件等

(1) 契約方法

単価契約とする。

(2) 支払方法

ア 請求書による毎月払い（適法な請求書を受理した日から起算して30日以内）

イ 合計金額及び消費税は、1円未満切捨てとする。

ウ 時間単価に勤務時間を乗じた金額に、別途、消費税及び地方消費税額を加算するものとする。

13 派遣労働者への研修

派遣元は、派遣開始前に派遣予定者に対し研修を実施し、本仕様書の内容の他に、雇入れ時安全教育、個人情報の保護、勤務態度や規律の保持、基本的人権の尊重及び川崎市における指導員としての基本的な知識を身に付けさせること。

派遣中の派遣労働者に関する研修については、業務の支障がない時期を指定し、定期的に派遣労働者の専門性を高める研修を実施すること。

14 責任者の選定

派遣先及び派遣元は、契約締結時に責任者を1名選任するものとする。責任者は、業務全体を統括し、派遣先及び派遣元間の連絡調整を行うものとし、常駐する必要はない。

15 勤怠管理

派遣元は、月ごとに、派遣労働者の勤務実績の把握を行い、派遣先に報告するものとする。

16 指揮命令者

派遣先は、契約締結時に、派遣労働者の就業場所に派遣労働者を直接指揮命令する指揮命令者を1名選任するものとする。

17 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

派遣先及び派遣元は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を1名選任するものとする。

(2) 苦情処理方法、連携体制等

ア 派遣先及び派遣元における「17(1)」で選任された者が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、直ちに「14」で選任された派遣先又は派遣元の責任者へ連絡することとし、当該派遣先又は派遣元の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

イ 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

ウ ア又はイにおいて、派遣先又は派遣元が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情の内容及び苦情の処理状況等について記録し、双方で確認するものとする。

18 その他特記事項

(1) データ等の適正な管理

派遣元及び派遣労働者は、データ及びその他の業務の履行に必要な書類の授受、処理、保管その他の管理にあたっては、漏えい、滅失、毀損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。また、派遣元及び派遣労働者は、業務の履行のために派遣先から提供された支給品、貸与品、データ等を業務の履行以外の用途のために複写もしくは複製、第三者への提供及び外部への持出しを行ってはならない。

(2) 個人情報・特定個人情報及び機密の取扱い

派遣元及び派遣労働者は、業務において知り得た個人情報・特定個人情報及び機密その他の情報を他に漏えいしてはならない。特に個人情報・特定個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理に努め、派遣元は、個人情報・特定個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報・特定個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

また、このことについて派遣労働者の就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

その他、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

また、個人情報・特定個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく罰則が適用される場合があるので注意すること。

(3) 自己の雇用する派遣労働者以外の派遣禁止

派遣元は、自己の雇用する派遣労働者以外を派遣先に派遣してはならない。

(4) 派遣労働者の交代

次のいずれかの事由が発生した場合は、派遣先はその理由を明示して、当該派遣労働者の交代を派遣元に要請することができるものとする。

ア 正当な理由なく作業を著しく遅延し又は作業に着手しないとき。

イ 指揮命令に従わないとき。

ウ 派遣就業中に業務に関連のない事業の勧誘や布教活動等を行った場合。

(5) 労働・社会保険の適用の促進

派遣元は、労働保険及び社会保険の加入基準を満たす労働者を派遣するときは、全て加入させてから派遣すること。ただし、新規雇用者を派遣する場合は、派遣開始後に加入基準を満たし次第、速やかに加入させること。

(6) 派遣労働者のリスト提出

派遣元は派遣先に対して本契約で従事する派遣労働者の氏名を提出すること。

(7) 作業場所等入室に関する注意事項

派遣元及び派遣労働者は、派遣先が必要と認めるものを除き、作業場所への手荷物等の持込を原則禁止とする。特に、デジタルカメラ、携帯電話、ノートPC、USBメモリ等の電子機器の持込は禁止する。なお、携帯電話については、家庭訪問等出張時には持参できるものとするが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」に抵触しないよう厳重に注意すること。

貴重品及びコート、手荷物等は、派遣先が派遣元及び派遣労働者に貸与するロッカー内等に保管し、派遣元及び派遣労働者各自で管理すること。

(8) 本業務は、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）、いわゆる「こども性暴力防止法」に規定する犯罪事実確認等の措置を講ずる対象となり得るため、法施行に当たり、派遣先と協議し対応すること。

(9) 名札の準備

派遣元は派遣労働者の名札及び着用のためのストラップを準備し、派遣労働者に渡しておくこと。なお、名札の仕様については、派遣元は派遣先と十分に協議の上選定するものとする。

(10) その他

この仕様書に定めのない事項については、労働者派遣法、川崎市契約規則及び労働者派遣基本契約書の定めるところによるほか、必要に応じて、派遣先及び派遣元は信義誠実の原則に従い協議して定める。

別表1 (派遣先事業所一覧)

No.	事業所名称	事業所所在地	派遣先電話番号	派遣先責任者	指揮命令者	就業日	実働時間	人数	日数	総実働時間
1	ゆうゆう広場みゆき	川崎市幸区戸手4-4-3	044-541-0747	教育相談センター室長 ●● ●●	教育相談センター指導主事 ●● ●●	別表-2のとおり	5.5	1	156	858
2	ゆうゆう広場たかつ	川崎市高津区溝口4-19-2	044-814-0778	教育相談センター室長 ●● ●●	教育相談センター指導主事 ●● ●●	別表-2のとおり	5.5	1	156	858
3	ゆうゆう広場あさお	川崎市麻生区上麻生4-25-1	044-953-2021	教育相談センター室長 ●● ●●	教育相談センター指導主事 ●● ●●	別表-2のとおり	5.5	1	156	858

※就業時間は、原則として、9時30分から16時00分までの間のうち、5時間30分とする。

※原則として、一つの事業所において業務に従事する派遣労働者は、派遣期間を通じて同一の者とする。

また、派遣労働者に事故（休暇を含む。）がある場合は、代替の労働者を配置するものとする。

別表2 (派遣先出勤日数) ※令和9年度の勤務日については、4月も含めることとし、別途協議の上定める。

R8.5月			R8.6月			R8.7月			R8.8月			R8.9月			R8.10月			R8.11月			R8.12月			R9.1月			R9.2月			R9.3月													
1	金		1	月	5.5	9:30~16:00	1	水		市政記念日	1	土		1	火	5.5	9:30~16:00	1	木	5.5	9:30~16:00	1	日		1	火	5.5	9:30~16:00	1	金		閉室	1	月	5.5	9:30~16:00	1	月	5.5	9:30~16:00			
2	土		2	火	5.5	9:30~16:00	2	木	5.5	9:30~16:00	2	日		2	水	5.5	9:30~16:00	2	金			2	月	5.5	9:30~16:00	2	水	5.5	9:30~16:00	2	土			2	火	5.5	9:30~16:00	2	火	5.5	9:30~16:00		
3	日		3	水	5.5	9:30~16:00	3	金	5.5	9:30~16:00	3	月		3	木	5.5	9:30~16:00	3	土			3	火		文化の日	3	木	5.5	9:30~16:00	3	日			3	水	5.5	9:30~16:00	3	水	5.5	9:30~16:00		
4	月		4	木	5.5	9:30~16:00	4	土			4	火		4	金			4	日			4	水	5.5	9:30~16:00	4	金			4	月		閉室	4	木	5.5	9:30~16:00	4	木	5.5	9:30~16:00		
5	火		5	金			5	日			5	水		5	土			5	月	5.5	9:30~16:00	5	木	5.5	9:30~16:00	5	土			5	火	5.5	9:30~16:00	5	金			5	金				
6	水		6	土			6	月	5.5	9:30~16:00	6	木		6	火	5.5	9:30~16:00	6	金			6	日			6	水	5.5	9:30~16:00	6	土			6	土			6	土				
7	木		7	日			7	火	5.5	9:30~16:00	7	金		7	月	5.5	9:30~16:00	7	水	5.5	9:30~16:00	7	土			7	月	5.5	9:30~16:00	7	木	5.5	9:30~16:00	7	日			7	日				
8	金		8	月	5.5	9:30~16:00	8	水	5.5	9:30~16:00	8	土		8	火	5.5	9:30~16:00	8	木	5.5	9:30~16:00	8	日			8	火	5.5	9:30~16:00	8	金			8	月	5.5	9:30~16:00	8	月	5.5	9:30~16:00		
9	土		9	火	5.5	9:30~16:00	9	木	5.5	9:30~16:00	9	日		9	水	5.5	9:30~16:00	9	金			9	月	5.5	9:30~16:00	9	水	5.5	9:30~16:00	9	土			9	火	5.5	9:30~16:00	9	火	5.5	9:30~16:00		
10	日		10	水	5.5	9:30~16:00	10	金			10	月		10	木	5.5	9:30~16:00	10	土			10	火	5.5	9:30~16:00	10	木	5.5	9:30~16:00	10	日			10	水	5.5	9:30~16:00	10	水	5.5	9:30~16:00		
11	月	5.5	9:30~16:00	11	木	5.5	9:30~16:00	11	土			11	火		山の日	11	日			11	月			11	水	5.5	9:30~16:00	11	金			11	月		成人の日	11	木		建国記念の日	11	木	5.5	9:30~16:00
12	火	5.5	9:30~16:00	12	金			12	水		閉室	12	土			12	月		スポーツの日	12	木	5.5	9:30~16:00	12	土			12	火	5.5	9:30~16:00	12	金			12	金						
13	水	5.5	9:30~16:00	13	土			13	月	5.5	9:30~16:00	13	木		閉室	13	日			13	火		閉室	13	金			13	水	5.5	9:30~16:00	13	土			13	土						
14	木	5.5	9:30~16:00	14	日			14	火	5.5	9:30~16:00	14	金		閉室	14	月	5.5	9:30~16:00	14	水	5.5	9:30~16:00	14	土			14	月	5.5	9:30~16:00	14	木	5.5	9:30~16:00	14	日						
15	金			15	月	5.5	9:30~16:00	15	水	5.5	9:30~16:00	15	土			15	火	5.5	9:30~16:00	15	木	5.5	9:30~16:00	15	日			15	火	5.5	9:30~16:00	15	金			15	月	5.5	9:30~16:00	15	月	5.5	9:30~16:00
16	土			16	火	5.5	9:30~16:00	16	木	5.5	9:30~16:00	16	日			16	水	5.5	9:30~16:00	16	金			16	月	5.5	9:30~16:00	16	水	5.5	9:30~16:00	16	土			16	火	5.5	9:30~16:00	16	火	5.5	9:30~16:00
17	日			17	水	5.5	9:30~16:00	17	金			17	月			17	木	5.5	9:30~16:00	17	土			17	火	5.5	9:30~16:00	17	木	5.5	9:30~16:00	17	日			17	水	5.5	9:30~16:00	17	水	5.5	9:30~16:00
18	月	5.5	9:30~16:00	18	木	5.5	9:30~16:00	18	土			18	火			18	金			18	日			18	水	5.5	9:30~16:00	18	金			18	月	5.5	9:30~16:00	18	木	5.5	9:30~16:00	18	木	5.5	9:30~16:00
19	火	5.5	9:30~16:00	19	金			19	水			19	土			19	月	5.5	9:30~16:00	19	木	5.5	9:30~16:00	19	土			19	火	5.5	9:30~16:00	19	金			19	金						
20	水	5.5	9:30~16:00	20	土			20	月		海の日	20	木			20	日			20	火	5.5	9:30~16:00	20	金			20	水	5.5	9:30~16:00	20	土			20	土						
21	木	5.5	9:30~16:00	21	日			21	火	5.5	9:30~16:00	21	金			21	月		敬老の日	21	水	5.5	9:30~16:00	21	土			21	月	5.5	9:30~16:00	21	木	5.5	9:30~16:00	21	日			21	日		春分の日
22	金			22	月	5.5	9:30~16:00	22	水	5.5	9:30~16:00	22	土			22	火		国民の休日	22	木	5.5	9:30~16:00	22	日			22	火	5.5	9:30~16:00	22	金			22	月	5.5	9:30~16:00	22	月		振替休日
23	土			23	火	5.5	9:30~16:00	23	木	5.5	9:30~16:00	23	日			23	水		秋分の日	23	金			23	月		文化の日	23	水	5.5	9:30~16:00	23	土			23	火		天皇誕生日	23	火	5.5	9:30~16:00
24	日			24	水	5.5	9:30~16:00	24	金			24	月	5.5	9:30~16:00	24	木	5.5	9:30~16:00	24	土			24	火	5.5	9:30~16:00	24	木	5.5	9:30~16:00	24	日			24	水	5.5	9:30~16:00	24	水	5.5	9:30~16:00
25	月	5.5	9:30~16:00	25	木	5.5	9:30~16:00	25	土			25	火	5.5	9:30~16:00	25	金			25	日			25	水	5.5	9:30~16:00	25	金			25	月	5.5	9:30~16:00	25	木	5.5	9:30~16:00	25	木	5.5	9:30~16:00
26	火	5.5	9:30~16:00	26	金			26	水	5.5	9:30~16:00	26	土			26	月	5.5	9:30~16:00	26	木	5.5	9:30~16:00	26	土			26	木	5.5	9:30~16:00	26	土			26	火	5.5	9:30~16:00	26	金		
27	水	5.5	9:30~16:00	27	土			27	月			27	木	5.5	9:30~16:00	27	日			27	火	5.5	9:30~16:00	27	金			27	日			27	水	5.5	9:30~16:00	27	土			27	土		
28	木	5.5	9:30~16:00	28	日			28	火	5.5	9:30~16:00	28	金			28	月	5.5	9:30~16:00	28	水	5.5	9:30~16:00	28	土			28	月		閉室	28	木	5.5	9:30~16:00	28	日			28	日		
29	金			29	月	5.5	9:30~16:00	29	水	5.5	9:30~16:00	29	土			29	火	5.5	9:30~16:00	29	木	5.5	9:30~16:00	29	日			29	火		閉室	29	金						29	月	5.5	9:30~16:00	
30	土			30	火	5.5	9:30~16:00	30	木	5.5	9:30~16:00	30	日			30	水	5.5	9:30~16:00	30	金			30	月	5.5	9:30~16:00	30	水		閉室	30	土					30	火	5.5	9:30~16:00		
31	日							31	金			31	月	5.5	9:30~16:00					31	土							31	木		閉室	31	日					31	水				

計 156時間